

4 月から「障害者差別解消法」がはじまりました。この法律は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らせる社会の実現を目指し、国・市の行政機関、会社やお店などの民間事業者に障がいを理由とする「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めた内容になっています。今月の焦点は、「障害者差別解消法」の概要を紹介します。

# 1 法律の対象になる方は？

障害者手帳を持っている、持っていないにかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他、心や体の動きに障がいのある方が対象になります。

# 2 不当な差別的取り扱いとは？

正当な理由がないにもかかわらず、障がいのある方に対してサービスの提供拒否や制限をすることです。

## 例えば

- ・スポーツクラブやサークルなどの入会を断る
- ・アパートやレンタカーなどの賃貸借契約を断る
- ・車いすの使用や介助者が一緒にいることを理由に、商業施設やお店などの入店を断る
- ・障がいのある方を無視して介助者だけに話しかける

# 3 合理的配慮とは？

障がいのある方から、なんらかの配慮を求める意思の表明があったときに、隔て・妨げを取り除くために必要な配慮を負担にならない範囲で行うことです。

## 例えば

- ・筆談や文章をゆっくり読み上げることを求められたときは、できる限り対応する
- ・障がいのある方を案内するときは、歩く速度を合わせる
- ・配布する資料やチラシなどにふりがなを付ける

# 4 社会的障壁とは？

障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で利用しにくい制度や施設、設備であったり、障がいのある方を意識していない慣習、偏見などです。

## 例えば

- ・段差がある施設（車いすでは進めない）
- ・漢字が多い書類（理解しづらい）
- ・画像が多いホームページ（読み上げソフトが機能しない）
- ・言葉づかいなどで子ども扱いする
- ・障がいのある方は、病院や施設で生活することが幸せという考え

# 5 義務や責任は？

障がいのある方に対する不当な差別的取り扱いは、行政機関、民間事業者のいずれも禁止されています。また、合理的配慮は、法律で行政機関に義務づけられ（法的義務）、民間事業者は努力義務となっています。

	不当な差別的取り扱い	障がい者への合理的配慮
国・市の行政機関	× 禁止	配慮しなければなりません（法的義務）
民間事業者	× 禁止	配慮に努めなければなりません（努力義務）

※民間事業者には、会社やお店のほかサークルやNPO法人、ボランティア団体などを含みます。

# みんなでつくろう 差別のない社会



# 6 市民の皆さんにできること

個人に対して義務や罰則は課せられませんが、差別をなくし、障がいのある方もない方も暮らしやすい社会を実現するため、市民の皆さんにもできることがあります。

## 例えば

- ・障がいのある方が困っていると思ったときは、積極的に声をかけ、手伝いが必要か確認する
- ・障がい者用駐車スペースに障がいのある方以外には駐車しない
- ・車いす利用者が階段で困っているときは、移動をサポートする
- ・補助犬の妨げになることをしない
- ・点字ブロックの上に物を置かない



## 声をかけることから はじめませんか

社会福祉法人  
千歳いずみ学園総合施設長  
荒 洋一 さん



ドイツでは、障がいのある方に対して「いま、あなたに困っていることがあれば、お手伝いします」と声をかける習慣があります。

20年以上前、研修でドイツに行ったときのことで。横断歩道を渡ろうとしていた目の不自由な方に10歳くらいの女の子が「困っていることはありませんか」と声をかけ、手を引いて一緒に歩いていました。また、スイスでは、車いすの方がバスを利用するとき、他の乗客2、3人で車いすをバスに積み、降りるときも率先して手伝っている光景を目にしました。障がいのある方に自然と手を差し伸べることができる姿を見て驚きました。

「できなくてかわいそう」など、障がいのある方を特別視してしまいがちですが、全てに手を差し伸べる必要はないと思います。「段差があり登れない」、「高いところの物に手が届かない」など困っているとき自然に声をかけて、必要に応じてお手伝いすることで、みんなが暮らしやすいまちにつながると信じています。

### ▼プロフィール

昭和53年から、千歳いずみ学園の職員として障がいのある方の入所支援や就労支援に携わる。日本知的障害者福祉協会評議員、北海道知的障がい福祉協会副会長、道央知的しょうがい者福祉施設協会会長などを務める。

## 差別のない 市民サービスに努めます

市では、障がいのある方に適切な対応をするため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千歳市職員対応要領」を作成し、差別のない市民サービスに努めていきます。

障がいのある方が、生活の中で困ったことを気軽に相談できる身近な相談窓口があります

●千歳市障がい者総合支援センター Chip  
☎(27) 2 2 1 0 FAX (27)0050

●千歳地域生活支援センター  
☎(40) 6 3 2 3 FAX (40)6004

### <お問い合わせは>

保健福祉部障がい者支援課

☎ (24) 0 3 2 7  
FAX (22) 8 8 5 1